

社会福祉法人みのり福祉会の改善措置状況報告書の提出について

平成23年11月29日

福祉保健課

以下のとおり、社会福祉法人みのり福祉会から第2回改善措置状況報告書が提出されましたので、報告します。

1 改善措置状況報告書の概要

(1) 提出年月日 平成23年11月28日(月)

(2) 報告内容

改善命令の内容	法人からの回答(要約)
<p>法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<p>○三朝デイサービス駐車場の土地取得 ・所有権は法人に復元済 ・県指摘の賃借料(7,658,000円)について前理事長に全額返還を求める。 ・借地料(月額:120,000円)の支払いを決定したのは、前理事長。 ・<u>前理事長等の刑事責任を追及。</u></p> <p>※新たに見つかった不正な土地取得 (当該地の隣接地:10.86㎡:267,590円) ・前理事長に代わり土地代金を法人が肩代わり。 ・所有権は法人に変更予定</p> <p>○北栄デイサービス交流菜園の土地取得 ・土地代金(3,201,940円)は、前理事長の法人に対する貸金債権で相殺。 ・借地料(月額:80,000円)の支払いを決定したのは、前理事長。 ・借地料の既払額(2年分:120万円)と適正金額(4万4千円)との差額(1,156千円)は、返還を求める。 ・<u>関係者の刑事責任を追及。</u></p> <p>○湯梨浜デイサービスの土地取得 ・所有権は法人に復元済 ・前理事長の指示により誤って職員が契約書を作成。 ・借地料(月額:80,000円)の支払いを決定したのは、前理事長。 ・既払借地料(400千円)は、前理事甲から法人に返還済。 ・<u>関係者の刑事責任を追及。</u></p> <p>○スターロイヤル駐車場の土地取得 ・三者契約で理事長の親族が広い土地を取得し、取得地を法人と賃貸借契約して高額な賃料を払うことは、不適切な取引と言わざるを得ない。 ・高額な借地料(月額:310,000円)は実母ではなく、前理事長に支払われていた。 ・既払の借地料(27,622千円)について、前理事長に全額返還を求める。 ・<u>関係者の刑事責任を追及。</u></p> <p>○インターグループホームの土地取得 ・三者契約における交換は、面積は異なるが、ほぼ等価交換で、事情やむを得ないもの。 ・借地料の年額324万円は、高額で背信性が高い。 ・既払の借地料について、適正価格との差額返還を求める。 ・<u>関係者の刑事責任を追及。</u></p> <p>○茶道会館の土地取得 ・茶道の団体が主に利用している茶道会館敷地の取得は、不適切な土地取引と言わざるを得ない。 ・この土地代金27,800千円については、前理事長に返還請求する。 ・<u>関係者の法的責任を追及。</u></p> <p>○前理事長及びその親族との土地賃借料 ・賃借料は見直済。(年額:26,057千円→15,288千円) ・高額な賃借料については、差額返還を求める。(返還額:21,946千円) ・高額な賃借料は、法人に多大な損失を与え、前理事長は多額の利益を得ていた。 ・<u>関係者の刑事責任を追及。</u></p>
<p>不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。 香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真しな対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措</p>	<p>○簿外金庫の不適正な香典支出 ・落選期間中(305千円)を除いて、議員名あるいは議員・理事長の連名による香典支出は、不適正支出(6,990千円)と判断し、前理事長に返還を求める。</p>

<p>置を講じること。 再度、役員を始め職員に定款、経理規程を十分理解するように徹底するとともに、併せて、会計処理の適正化に向けた具体的対応状況を報告すること。</p>	<p>○役員報酬の支出 ・県指摘の役員報酬(13,497,588円)について、前理事長に全額返還を求める。 ・前理事乙は、報酬として期末手当を支出できるものと理解していた。 ・前理事乙の責任を追及。</p>
<p>理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。 また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が十分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。 更に、前評議員の評議員会におけるけん制機能が十分に果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、改善策を検討すること。</p>	<p>○理事会・評議員会の開催 ・理事会は、「施設長会の後、先ほどの会は理事会といわれたこともあったし、急に招集されたこともあった。」との証言があった。 ・正式な手続きを踏んだ評議員会の開催は確認できていない。施設長会と兼ねて開催されたものもあった。 ・予算・決算理事会に監事は出席した記憶がない。 ・議事録作成に係わった関係者の法的責任を追及</p>
<p>法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えた事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、この事案を含め不当・不適正な事案に関与した役員職員の責任を明確にするともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<p>※新たに見つかった不適正事案 ○法人と前理事長の親族との取引(土地取得) ・前理事長の親族と法人とで土地取引(H22.5)があるが、法人側に売買契約書がない等、不備があった。 ・当該事案は、理事会議決がなかったため、平成23年11月24日に土地取引を追認。 ・関係者の法的責任を追及。 ○法人と前理事長の親族との取引(工事請負) ・前理事長の親族に土木工事を発注しているが、親族個人に発注することは不適切。 ・この工事には、法人職員数人が参加していた。 ・関係者の証言には矛盾があり、さらなる事実確認が必要 ・関係者の法的責任を追及。</p>

(3) 告訴について

業務上横領罪、背任罪、私文書偽造罪・同行使罪が考えられ告訴準備中。概ね年内を目途に、告訴状ができ次第、地元警察署等に告訴状を提出予定。

(4) 処分等について

ア 告訴対象者

告訴対象者	主な告訴の事由
前理事長	賃借料不正取得、不正な土地取引、債務の付替え、一連の不適正事務処理
前事務局長	務処理

イ 処分対象者

処分対象者	主な処分の事由	処分
前理事乙(施設長)	不正な香典、役員報酬支出	降格
前事務局長	賃借料不正取得、不正な土地取引、債務の付替え、一連の不適正事務処理	懲戒解雇

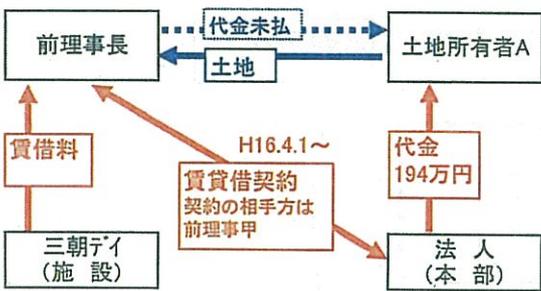
※前理事甲は、事件の関与について、さらに調査が必要で保留にした。

2 主な課題について

項目	課題
・土地代金(3,201,940円)を、前理事長の法人に対する貸金債権で相殺(北栄アイサービス)	相殺に使われた前理事長の貸金債権の実態が未解明のままである
・三者契約における交換は、面積は異なるが、ほぼ等価交換で、事情やむを得ない(インターグループホーム)	田と宅地の取引で田を宅地見込で評価していないにもかかわらず、等価交換と判断した理由に疑問が残る
・前理事長及びその親族との賃借料は見直済(年額:26,057千円→15,288千円)	・無償から有償に切り替えた土地がある。(茶道会館、保育所等) ・必要性の疑わしい土地(野球場等)がある。
・理事会・評議員会の開催状況が不明	議事録の作成経過と実態説明が不十分
・前理事長の親族と法人の土地取引(H22.5) ・前理事長の親族個人に土木工事を発注	2つの事案とも、全容説明が不十分

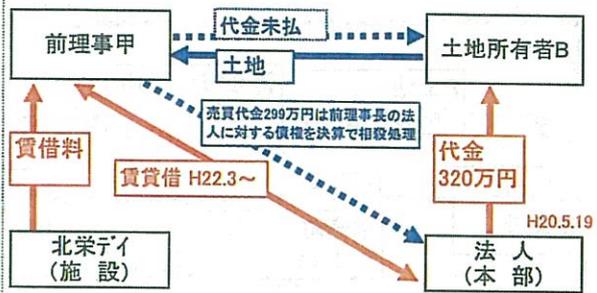
三朝(北栄・湯梨浜)デいの駐車場、交流菜園及び敷地

1. 三朝町山田663-1:64㎡ 駐車場



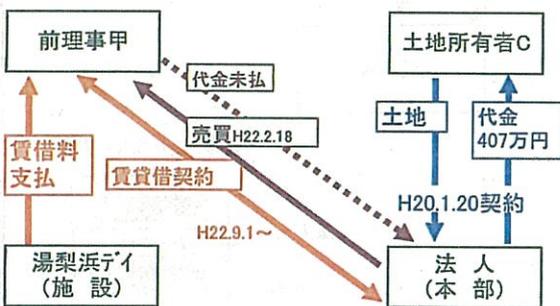
不適正支出額:賃借料 766万円

2. 北栄町松神273-1:1,161㎡ 交流菜園



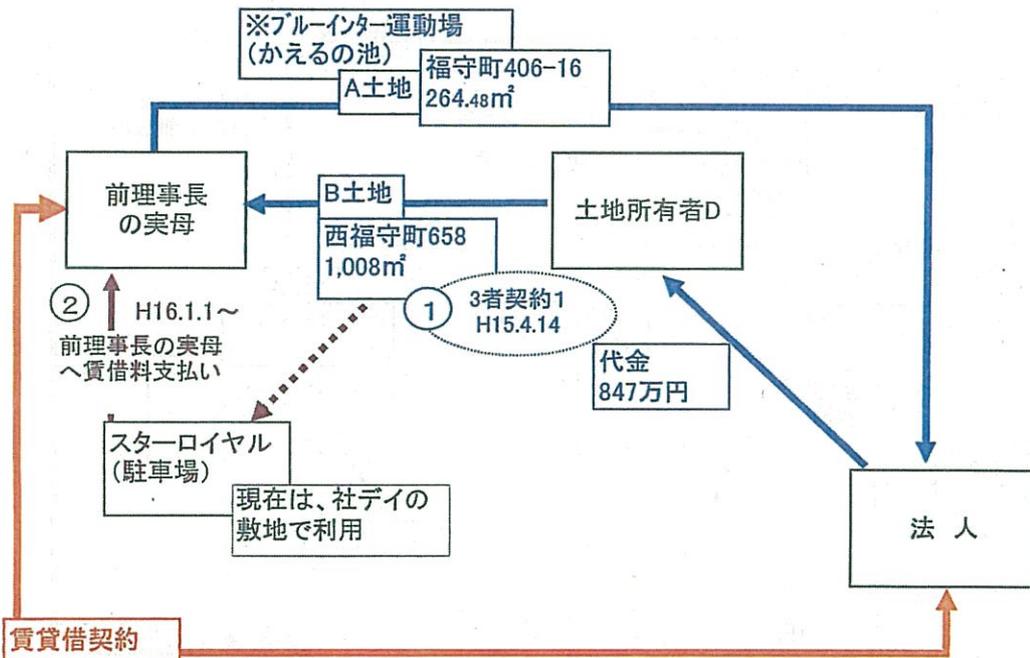
不適正支出額:賃借料 120万円

3. 湯梨浜町門田194-1:897㎡ 施設敷地



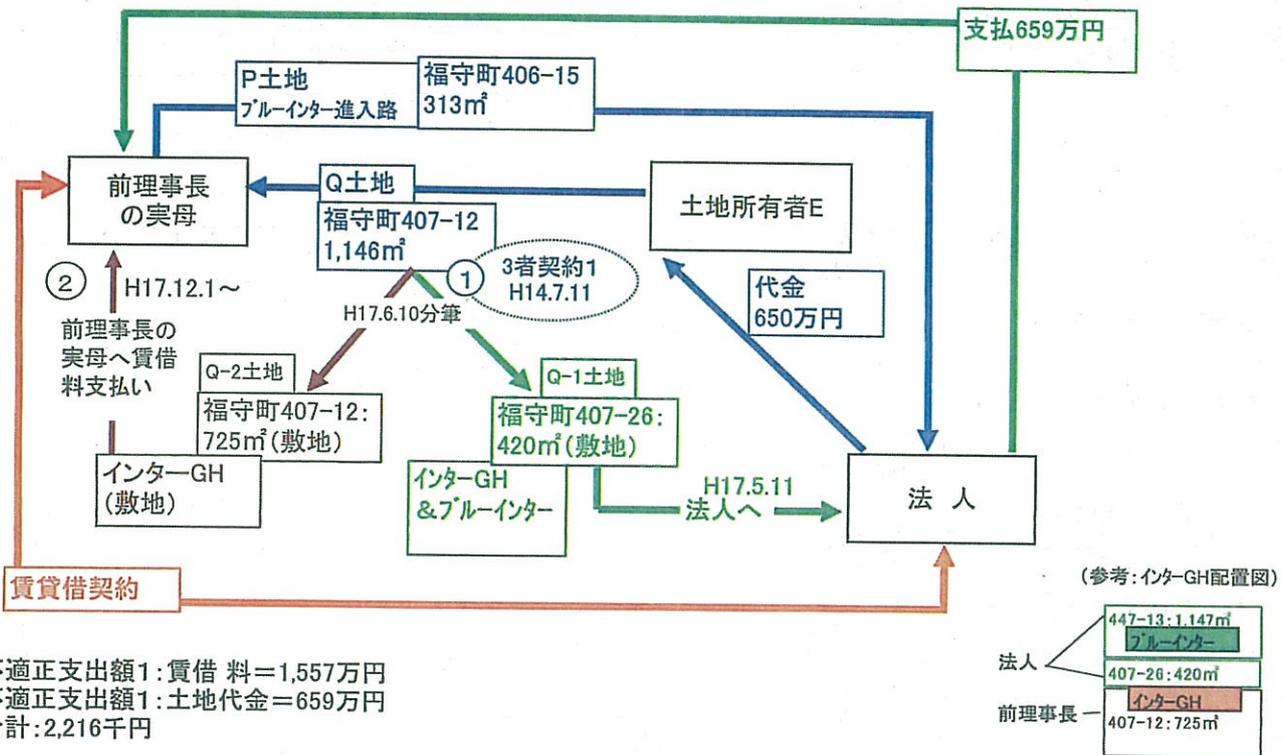
不適正支出額:賃借料 40万円

スターロイヤル駐車場及びブルーインター進入路(現:かえるの池)

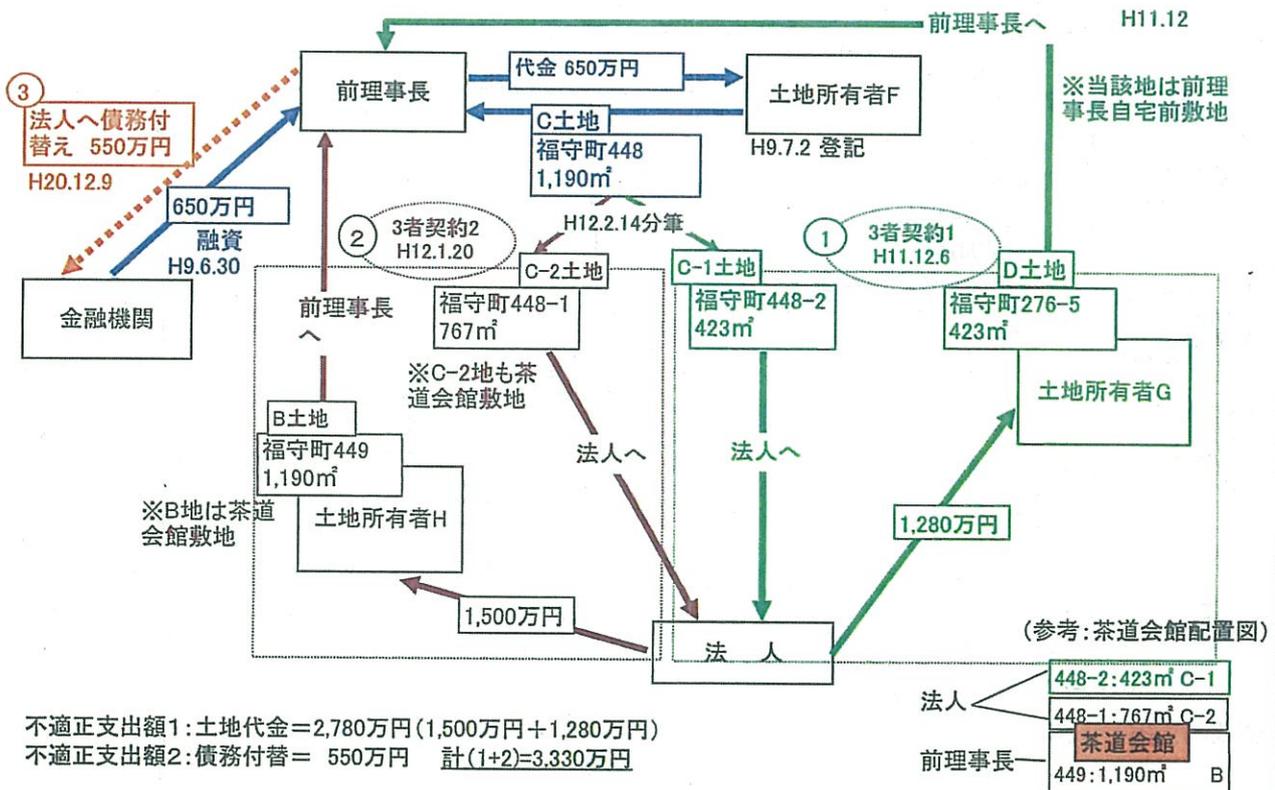


不適正支出額:賃借料=2,763万円

インターGH敷地及びブルーインター進入路



茶道会館の土地





平成23年11月28日

鳥取県知事 平井伸治 様

社会福祉法人みのり福祉会
理事長 村田 速実



改善措置状況報告書の提出について

はじめに、行政、利用者、利用者の家族、地域の皆様、福祉関係各位に対して、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫びを申し上げます。

当法人としましては、平成23年2月28日に理事、評議員を一新し、平成23年3月7日に鳥取県知事に対し、改善措置状況報告書を提出して以来、法人の抜本的な経営改革に取り組むため、本部事務局体制を強化し、本部事務局が法人全体の事務を統括するとともに、再発防止に向けての専決事項の明確化、決裁手続等の見直しによる牽制体制の強化に取り組んでまいりました。また、各施設と連携して、利用者の皆様及び地域住民の皆様の期待に応えるべく、福祉サービスの向上を目的に毎月福祉部門別研修会等を開催し、法人及び職員のスキルアップに努力して参りました。利用者、利用者の家族、地域の皆様からも新体制のみのり福祉会の信頼回復に向けての取り組みに対し評価をいただいていたところであります。

このような状況の中、平成23年9月28日付で県から平成22年度以前における不適切な会計処理及び法人運営等について第2回の改善措置命令を受け、さらに信頼を失墜したことは、誠に遺憾に思うと共に深く反省をしております。

今回の改善措置命令で指摘された前理事長及びその親族による土地取引をめぐる不適正支出(賃借料を含む)等については、前理事長の公私を混同した利益追求が原因であり、これに関与した前事務局長等の責任も重大であります。また、本部事務局体制の未熟さと形骸化して牽制機能が果たせなかった理事会、評議員会、監事(全員が退任済み)の責任も大であります。

不適正な土地代(賃借料を含む)及び香典支出並びに役員報酬については、既に前理事長等から弁済をしたいとの申し出があり、さらに、今後、新に弁済すべき事由が確認された場合についても、誠意を以て弁済したいとの意向を受けています。

しかし、長年にわたり行われていた福祉の目的に反するこれらの行為についての法的責任は、たとえ弁済をしたとしても、決して赦されるものではありません。

みのり福祉会としましては、過去を清算し、生まれ変わるために、毅然たる態度をもって、前理事長、前事務局長に対し、刑事告訴を含め法的責任を追求して行きたいと考えております。

現在も法人役員及び全職員が心を一つにして、信頼回復と利用者、利用者の家族、地域の皆様のより良い幸せの為に誠心誠意取り組んでいることをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、別添のとおり改善措置状況報告書を提出いたします。

改善措置状況報告書

措置内容	改善措置報告															
<p>法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<p>前理事長及びその親族による土地取引をめぐって、ご指摘があった事項について次のとおり調査結果を報告します。</p> <p>(県の指摘)</p> <p>●三朝デイサービス駐車場の土地取得 (三朝町大字山田字渡り上り663-1:64㎡ 面積は契約時のもの)</p> <p>平成14年11月当時、当該地の取得にあたって土地所有者A氏と前理事長が売買契約を締結するも、前理事長は土地代金(1,939,300円)を支払うことなく、法人が前理事長に代わって土地代金を支出した。登記簿上の所有権については、契約書のとおり、前理事長に所有権移転登記を行った。</p> <p>その後、平成16年4月には、当該地について、所有者ではない前理事長の妻である前理事甲(以下、「前理事甲」という。)と法人との間で高額な価格で賃貸借契約を締結した上で、前理事長に対して、平成23年5月まで土地賃借料を支出した。</p> <table border="1" data-bbox="643 958 1225 1160"> <thead> <tr> <th>賃貸借の期間</th> <th>月額賃借料</th> <th>不適正支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年4月～ 平成20年3月</td> <td>120,000円</td> <td>3,590,000円</td> </tr> <tr> <td>平成20年4月～ 平成23年3月</td> <td>108,000円</td> <td>3,960,000円</td> </tr> <tr> <td>平成23年5月</td> <td>108,000円</td> <td>108,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>7,658,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地取得等については、理事会の議決が必要となるところ、当該地の土地代金の支出、賃貸借契約の締結等、一連の手続きについて理事会での審議、議決等の有無、経過等は不明である。</p> <p>なお、現在、当該地は、平成23年7月7日付けで登記原因を和解とする共有者全員(前理事長、前理事甲)持分全部移転登記を済ませて法人の名義となっている。</p> <p>法人名義とするにあたって、平成23年7月5日に法務局に提出した書類(登記原因証明情報)によると、当該地取得は、元々法人のための施設用地として取得するはずのものであったが、誤って前理事長と土地所有者A氏の2名で農地法5条申請を行い、そのまま、前理事長に所有権移転登記をしてしまったとされている。</p> <p>【法人の回答】</p> <p>①当該案件は、法人が所有土地の取得の経緯を確認する中で発見したものです。法人理事会において、前理事長に対する法人の対応を審議し、前理事長及び元事務局長へ所有権の復元と賃借料の返還を求めるとし、所有権の復元を実施させたもので、この事実関係を6月10日、鳥取県に報告したものです。</p> <p>②当該地(三朝町大字山田字渡り上り663-1:64㎡)の土地取得について、前理事長個人の申請に基づき、前理事長名義で農地転用許可がなされていた。この土地の売買代金については、平成15年7月3日、法人が土地代金1,939,300円を支出した。農地転用や代金支払いなどの手続きを行ったのは、前事務局長であるが、この一連の経過について、前事務局長にその理</p>	賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額	平成16年4月～ 平成20年3月	120,000円	3,590,000円	平成20年4月～ 平成23年3月	108,000円	3,960,000円	平成23年5月	108,000円	108,000円	合計		7,658,000円
賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額														
平成16年4月～ 平成20年3月	120,000円	3,590,000円														
平成20年4月～ 平成23年3月	108,000円	3,960,000円														
平成23年5月	108,000円	108,000円														
合計		7,658,000円														

由を尋ねたが、理由は明らかになっておらず、理事会の議決等はない。その後、この土地は、持分1/10が前理事甲に贈与されているが、前理事甲は、前理事長の土地取得経緯については、承知していないとのことであった。

なお、当該土地については、現在、法人名義に登記が変更されています。

- ③また、当該土地については、平成16年4月、法人と賃貸借契約がなされているが、賃借料の金額については、前理事長が指示したとのことである。不適正な賃借料支出額7,658,000円について、現在前理事長に返還請求して、前理事長もこれに応じる用意があります。

(新規案件)

- ④さらに、調査の過程で、前理事長が三朝町から払い下げを受けた前理事長名義の宅地(三朝町大字山田字渡り上り662-5 10.86㎡)についても、法人が売買代金267,590円を支出していたことが発覚しました。この件については、当初、前理事長から267,590円の返還の申し出があったが、法人が駐車場として利用している土地の一部であるので、前理事長から法人への登記名義の変更が予定されています。なお、法人との借地契約はなされていません。

- ⑤以上2件の土地売買の代金2,206,890円については、A金融機関からの借入金310,194,000円の一部として処理されており、現在も法人が元利を返済中です

- ⑥なお、この他に、前理事長等の関係者の刑事責任を追及します。

(県の指摘)

●北栄デイサービス交流菜園の土地取得

(北栄町松神字下清徳273-1: 1,161㎡ 面積は契約時のもの)

平成20年5月当時、当該地の取得にあたって土地所有者B氏と前理事甲が売買契約を締結するも、前理事甲は土地代金(3,201,940円)を支払うことなく、法人が前理事甲に代わって土地取得代金を支出した。登記簿上の所有権については、契約書のとおり、前理事甲に所有権移転登記が行われた。

その後、平成21年8月、前理事甲に対して賃借料80,000円を支出した。さらに、平成22年3月には前理事甲及び法人は、農地法第3条第1項に基づく地元農業委員会の許可を受けることなく、地元農業委員会設定の標準的な農地利用権の設定価格(年額:概ね19,000円)を上回る高額な価格(月額:80,000円)で農地の賃貸借契約を締結した上で、前理事甲に対して、平成23年5月まで土地賃借料を支出した。

賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額
平成21年8月	80,000円	80,000円
平成22年3月～ 平成23年3月	80,000円	1,040,000円
平成23年5月	80,000円	80,000円
合計		1,200,000円

その後、平成22年12月21日、前理事甲に代わって前理事長が土地代金を返還したとされているが、返還の事実を証する書類が提出されておらず、返還の事実が確認できない。

また、当該地の取得にあたって、法人は農地法第5条申請をして農地を取得しようとしたが、地元農業委員会に認められなかったため、農業者である前理事甲が農地法第3条による許可後、所有権移転及び売買代金を支払うことを約し、その後、法人による取得を図ろうとしたものであり、そもそも前理事甲は、当該地の取得、所有の意思はなかった。

なお、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地取得等については、理事会の議決が必要となるところ、当該地の土地代金の支出、賃貸借契約の締結等、一連の手続きについて、理事会での審議、議決等の有無、経過等は不明である。

【法人の回答】

① 本件土地を購入する以前の話ですが、平成15年10月頃、法人がケアハウス等の建設を図るため北栄町(当時)地内の本件土地を含む7土地11,762㎡について、農地法第5条転用による取得を予定し、平成15年10月10日付で土地所有者7人と法人が土地売買契約を締結し、転用後の売買、所有権移転を約束していました。

② これについて、北栄町土地改良区から法人へ「農業振興地域の為、不適切な地であると全員一致で可決」とする回答があった。このため、法人は、土地取得を断念し、当該場所でのケアハウス等の建設は立ち消えになっていました。この間の経緯は、理事会に諮られていません。

③ その後、平成20年に至り、上記①の土地所有者の一人から買入れを求められたため、農業者である前理事甲が購入した。法人としては、近接する北栄みのりグループホーム利用者の健康増進及びリハビリ等の効果を期待し軽い農作業を行うことにより利用者が健康な生活を行うための菜園として利用者の日常の処遇の一端に組み入れることを考えていました。

なお、法人は、土地代金のうち、その一部1,125,940円を前理事長から借りて支払いしています。

- ④なお、法人が立て替えた土地代金（3,201,940円）については、平成22年12月21日、前理事長が、前理事甲に代わって前理事長の法人への貸付金で相殺する形で返還した会計処理がされています。
- ⑤また、土地賃貸借契約の賃借料については、前理事長が決定し、北栄グループホームから、元理事甲ではなく、特養の施設長（元理事乙）を通じて前理事長に渡されていた。
- ⑥本来の借地料（農地の場合の適正金額 年額 22,000円）と支払い済みの借地料の差額 11,560,000円については、賃貸人である前理事甲ではなく、前理事長に返還請求します。
- ⑦なお、これらの違法な手続きを行った前事務局長等の関係者の刑事責任を追究します。
- ⑧また、当該土地の賃貸借契約について、農地法第3条の賃貸借契約の許可なく行われていましたが、賃貸借料を年額 22,000円として平成23年10月24日付で北栄町農業委員会へ許可申請を行い、11月14日付で許可証の交付を受けています。

(県の指摘)

●湯梨浜デイサービスの土地取得

(湯梨浜町大字門田字小池194-1: 897㎡ 面積は契約時のもの)

平成22年1月当時、当該地の取得にあたって土地所有者C氏と法人が売買契約を締結の上、法人は土地代金を支出した。登記簿上は、契約書のとおり、法人へ所有権移転登記を行った。

その後、平成22年2月、法人と前理事甲との間で売買契約を締結、前理事甲は法人に代金を支払うことなく、前理事甲に所有権移転登記が行われた。

さらに、平成22年9月、前理事甲と法人が、月額80,000円で当該地の賃貸借契約を締結し、法人は前理事甲に対して、平成23年5月までに5ヶ月分の土地賃借料を支出した。

賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額
平成22年9月～ 平成23年3月	80,000円	320,000円
平成23年5月	80,000円	80,000円
合計		400,000円

また、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地売却等については、理事会の議決が必要となるところ、当該地の売却、賃貸借契約の締結等、一連の手続きについて、理事会での審議、議決の有無、経過等は不明である。

現在、当該地は、平成23年5月30日付けで登記原因を錯誤とする所有権抹消登記を済ませて法人名義に戻っている。

なお、平成23年6月10日、法人から調査、報告を受けた資料によると、当該地は、元々、法人のための施設用地として取得したが、都市計画法に基づく開発許可等の煩雑な事務を避けるため、前理事甲に名義を移し、許可後、速やかに法人名義に戻すつもりであったが、誤って、前理事甲と法人が賃貸借契約を結んでしまったもので、前理事甲は、当該地の取得、所有の意思はなかった。

【法人の回答】

- ① 当該案件は、法人所有地が理事会等の議決もないまま前理事甲名義に変えられていた事例であり、法人が所有する土地の取得の経緯を確認する中で発見したものです。これについて、法人理事会において、前理事甲に対する法人の対応を審議し、前理事甲及び前事務局長へ所有権の復元と賃借料の返還を求めるとし、所有権の復元を実施させたもので、この事実関係を5月31日、鳥取県に報告したものです。
- ② 法人所有土地名義の変更の経緯について、前事務局長に尋ねたところ、「都市計画法の開発許可手続きを免れるため、前理事甲への所有権移転手続きを行った。」ということでしたが、結果的には、平成22年4月15日に開発許可を受けております。その後、前理事甲から法人に名義を戻さなかった理由については、前事務局長に尋ねたところ、登記名義を元に戻すことを失念していたとの回答でした。
- ③ また、賃貸借契約については、前理事長から湯梨浜デイサービスに対し、賃借料8万円を支払うようにとの要求があったため、このような事情を知らない本部のT職員が、誤って契約書を作成するとともに、前事務局長が手続きをしました。賃料を取得していたのは前理事長であり、前理事甲は、このような事情は承知しておらず、賃借料を受領していなかった。

- ④ 当該地について、平成23年5月、法人が、前事務局長に対し、登記名義を法人に訂正するよう申し入れた結果、現在の登記名義は、法人となっています。
- ⑤ 支払い済みの借地料 40 万円については、当時、名義人であった前理事甲より返還済みです。
- ⑥ また、法人から前理事甲に登記を移転した際の登記料等 48,250 円については、法人が支出していましたが、これについて、前理事甲に返還請求しているところです。
- ⑦ なお、この他に、関係者の法的責任を追及します。

(県の指摘)

●スターロイヤル駐車場の土地取得

(倉吉市西福守町字和田々658：1,008㎡ 面積は契約時のもの)

平成15年4月当時、当該地の取得にあたって土地所有者D氏、法人及び前理事長の実母（以下「実母」という。）との間で三者による土地売買契約を締結、この三者契約により、同年5月、法人は実母所有の倉吉市福守町字乾ヶ瀬406-16(264.58㎡)の土地を取得し、実母はD氏所有の倉吉市西福守町字和田々658(1,008㎡)を取得し、法人はこれらの代金金額8,470,000円を土地所有者D氏に支払った。登記簿上は、三者契約書のとおり、所有権移転登記が行われた。

その後、平成16年1月、法人と実母との間で倉吉市西福守町字和田々658の土地について、月額310,000円での賃貸借契約を締結し、法人は平成23年8月まで実母、平成19年4月以降は前理事長に土地賃借料を支出した。

賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額
平成16年1月～ 平成19年4月	310,000円	12,970,320円
平成19年5月～ 平成21年3月	350,000円	3,575,000円
平成21年4月～ 平成23年3月	315,000円	9,616,400円
平成23年4月	315,000円	1,460,000円
合計		27,621,720円

※平成19年4月以降、倉吉市西福守町字和田々658は前理事長が相続

なお、当該三者契約による土地取得については、平成15年3月開催の理事会において前理事長が議案を提出して全会一致で議決を得ている。

ただし、当初の当該地の賃貸借契約の締結について、理事会での審議、議決の有無、経過等は不明である。

【法人の回答】

- ①前理事長(親族)、法人、土地所有者が三者契約を行い、理事長の親族が広い面積の土地を取得して、法人と土地賃貸借契約を締結し、高額な賃借料を取得することは、不適切な取引と言わざるを得ない。
- ②従って、法人として、前理事長に対し、過去の不適正な賃借料27,621,720円の返還を求めます。
- ③なお、実母は、平成15年4月、法人と土地所有者Dと三者契約し、西福守町字和田々658の土地を取得した。
当該三者契約による土地取得については、平成15年3月開催の理事会議事録には、「前理事長が議案を提出して全会一致で議決を得た。」と記載されているが、議事録署名人である元理事丙によると、「署名人の筆跡は、自分のものでなく、その理事会に出席した記憶はない。」とのことであった。
- ④平成16年1月、実母は、法人との間で、この土地について、高額な賃借料で、借地契約をしている。
さらに、賃借料については、従来から、実母でなく、前理事長に支払われていた。これについて、実母は、死亡していることもあり、どの程度関与していたかは不明である。
なお、当該地の借地契約については、理事会の議決がなされていません。

⑤平成15年5月14日の理事会議事録によると、次のことが判明しました。
実母は、D氏所有の西福守町字和田々658(1,008㎡)を取得したが、等価交換にするために、売買代金847万円について、このうち235㎡分197万円(23.31%)は実母がD氏に支払うことになった。

しかし、今回の調査により、法人が197万円を支出していたことが判明したため、代物弁済などによる清算を求めます。

⑥また、法人が肩代わりした土地売買代金197万円については、A金融機関の長期貸付金が充てられており、現在も元金を返済中です。

⑦なお、この他に、関係者の刑事責任を追及します。

【県の指摘】

●インターグループホームの土地取得

(倉吉市福守町字乾407-12 : 1,190㎡ 面積は契約時のもの)

平成14年7月当時、当該地の取得にあたって土地所有者E氏、法人及び実母との間で三者による土地売買契約を締結、この三者契約により、同年7月、法人は実母所有の倉吉市福守町字乾ヶ瀬406-15 (313㎡) の土地を取得し、実母はE氏所有の倉吉市福守町字乾407-12 (1,146㎡) を取得し、法人はこれらの代金金額6,500,000円を土地所有者E氏に支払った。所有権移転登記については、三者契約書のとおり、移転登記が行われた。

その後、平成17年6月、法人は倉吉市福守町字乾407-12 (1,146㎡) から分筆された407-26 (420㎡) について、実母と6,987,960円で売買契約を締結するが、支払実態が不透明となっている。

さらに、もう一方の残った分筆後の407-12 (725㎡) については、同年12月、法人は実母と月額270,000円で賃貸借契約を締結し、実母(平成19年4月以降は前理事長) に対して平成23年8月まで土地賃借料を支出した。

賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額
平成17年12月～ 平成20年3月	270,000円	5,600,000円
平成20年4月～ 平成23年3月	243,000円	8,748,000円
平成23年4月～ 平成23年8月	243,000円	1,215,000円
合計		15,563,000円

売買契約年月日	売買契約額	不適正支出額	未払額
平成17年6月	6,987,960円	6,586,762円	401,198円

※平成19年4月以降、倉吉市福守町字乾407-12 (725㎡) は前理事長が相続

また、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地取得については、理事会の議決が必要となるところ、理事会での審議、議決等の有無、経過等は不明である。

ただし、分筆後の407-12 (725㎡) の土地の賃貸借契約については、平成17年4月開催の理事会において前理事長が議案を提出し、全会一致で議決を得ている。

なお、同年5月開催の理事会資料インターグループの事業計画によれば、土地賃借料は、月額35,750円となっており、実際の契約額である月額270,000円と著しく異なる。

【法人の回答】

①県の指摘は、法人が福守町字乾407-12 (1,190㎡) の土地を直接取得すれば、後に借地契約をして借地料を支払わなくてもよかったのではないかとということである。

②平成14年当時、ブルーインターの建設に当たり建築確認を得るために進入路(幅員4m)が必要となり、実母所有の倉吉市福守町字乾ヶ瀬406-15 (313㎡) の土地を進入路として取得することとなった。

現状を見ると、乾ヶ瀬406-15 (1,159㎡) にも通路があるが、この土地は、平成14年当時、第三者が所有する農地であり、法人が取得したのは、平成20年10月になってからである。

③また、平成14年当時、法人には、グループホーム建設の計画はなく、平成17年になって急にグループホーム建設計画が浮上してきたとのことであり、当時は三者契約は已むを得なかったものと考えます。

④実母からは、法人に乾ヶ瀬406-15 (313㎡)を売却するに当たり、先祖伝来の土地を手放すので、代替地が欲しいとの要望が出されたため、平成14年7月、福守町字乾407-12 (1,190㎡)の土地(田)と、福守町字乾ヶ瀬406-15 (313㎡)の土地(宅地)について、三者契約が行われた。平成14年当時、この地区の地価調査価格は田1㎡13,500円、地価公示価格は宅地1㎡41,400円であり、若干の差額は認められるものの、ほぼ等価交換であったと認められる。

⑤土地取得についての議決がない旨の県の指摘であるが、福守町字乾ヶ瀬406-26 (420㎡)の土地取得については、H17.4.22開催の理事会議事録によると議決されているが、出席したとされる元理事によると理事会に出席した記憶はないとのことである。

なお、この土地(乾ヶ瀬407-26 (420㎡))については、法人の未払い金があり、実母の相続人(前理事長)に支払う必要があるが、前理事長に対する損害賠償請求額と相殺する予定です。

⑥分筆後の福守町字乾407-12 (725㎡)の土地の賃貸借契約については、平成17年4月開催の理事会において前理事長が議案を提出し、全会一致で議決を得ていると県の指摘にあるが、議事録には賃借料について明確な記述がない。(添付されたと思われる事業計画書では、月額35,750円となっている。)。なお、賃料277,000円を決定した経過は不明である。

⑦いずれにしても、借地料年額324万円は、現在の土地評価額が925万円であることを勘案すると、高額な賃料であり、背信性が高い。

また、賃借料については、従来から、前理事長に支払われていた。

従って、過去の借地料について、適正価格との差額の返還を実母の相続人である前理事長に求めるとともに、これらのことに関与した関係者の刑事責任を追究します。

(県の指摘)

●茶道会館の土地取得

(倉吉市福守町字西荒木448 : 1,190㎡ 面積は契約時のもの)

法人自らが調査して県に報告した資料(平成23年6月10日、以下「報告資料」という。)によると、平成9年7月当時、前理事長は、倉吉市福守町字西荒木448(1,190㎡)を土地所有者F氏から6,500,000円で取得した。

その後、平成11年12月、倉吉市福守町字三反総サ276-5(423㎡)の土地所有者G氏、法人及び前理事長との間で三者による土地売買契約を締結し、この三者契約により、法人は土地所有者G氏に三反総サ276-5の代金12,800,000円を支払い、西荒木448の一部(423㎡、後に分筆して448-2)を取得し、前理事長は、前理事長の自宅前の敷地として、三反総サ276-5を取得する。登記については、三者契約書のとおり、所有権移転登記が行われる。(第一回目の三者契約)

さらに、その後、平成12年1月、倉吉市福守町字西荒木449(1,190㎡)の土地所有者H氏、法人及び前理事長との間で三者による土地売買契約を締結し、この三者契約により、法人は土地所有者H氏に西荒木449の土地代金15,000,000円を支払い、第一回目の三者契約で残った西荒木448の一部(分筆して448-1(767㎡))を取得し、前理事長は、西荒木449を取得する。登記については、三者契約書のとおり所有権移転登記が行われる。(第二回目の三者契約)

二度にわたる三者契約により法人が取得した土地(西荒木448-1:767㎡、西荒木448-2:423㎡)については、前理事長が取得した土地(西荒木449(1,190㎡))とあわせて、民間会社である倉吉インターヒルズゴルフクラブ(平成18年4月民事再生法適用)の茶道会館の敷地として無償で供された。

この茶道会館は、平成12年4月に建設に着手、同年12月完成、その後、平成14年4月に法人に無償譲渡された。

不適正支出額 1 : 12,800,000円

不適正支出額 2 : 15,000,000円 1 + 2 計 : 27,800,000円

また、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地取得、売買については、土地代金の支出、賃貸借契約の締結等、一連の手続きについて、理事会の議決が必要となるところ、一連の理事会での審議、議決の有無、経過等は不明である。

【法人の回答】

①県の指摘は、一連の土地取引(二度の三者契約)は、茶道会館のための土地取得であり、社会福祉法人に必要な土地取引とは認められないとのことである。

②二つの三者契約により、法人は、茶道の団体が主に利用している茶道会館の敷地(西荒木448-2(423㎡)と西荒木448-1(767㎡))を取得した。これにより、法人は、27,800,000円を支出して利用の少ない土地2筆を取得したことになり、不適切な土地取引であると言わざるを得ない。従って、当時、この2筆の土地を所有しながら、法人と不適切な取引を行った前理事長に対し、27,800,000円の返還請求をすることとしたい。

③なお、この土地は、平成11年12月1日の理事会の議事録によると、身体障害者療護施設の建設予定地として取得することとなっているが、実際は、茶道会館の敷地として利用されてきた。この間の事情について、関係職員に尋ねるが、明確な回答はない。

④ 上記②の取扱いに伴い、2筆の土地を前理事長名義に戻すことは、建物所有者と敷地所有者が異なることとなり、法人にとって不利益となります。

今後は、この建物について、利用者と地域の方のふれあいの施設、職員研修や避難場所など法人の利用に供する方法を検討したいと考えています。この2筆の土地と現在理事長名義の土地(西荒木 449 (1,190 m²))を含めて、法人名義とするように前理事長と交渉したいと考えています。(前理事長は了解済み)

⑤なお、今後、必要な調査を行い、これらのことに関与した関係者の法的責任を追求します。

(県の指摘)

●前理事長及びその親族に対する土地賃借料

法人から提出された平成22年度決算に係る監査調書によると、法人は諸施設の敷地用地や駐車場等の為に土地を賃借しているが、賃借の相手側は前理事長及びその親族のみであり、平成22年度の土地賃借料の総額は26,056,384円となっている。

【法人の回答】

①法人と前理事長等との有償の土地賃貸者契約については、平成16年度から急激に増えてきました。

②現在、前理事長等と賃貸借契約をしている土地は、18,749 m²で(契約数12件)あり、その土地賃借料については、本年度、理事会の議決を経て見直し済みです。今後も、必要な見直しを行っていきます。

平成23年度賃借料 15,288,000円

なお、この他にも前理事長から法人に無償提供されている土地が、7,312 m²あります。

③また、前理事長及びその親族との賃貸借契約のうち、改定前の賃借料が、改定後の賃借料と比較してかなり高い物件(2倍以上の物件)については、その差額を過去に遡って賃貸人に返還請求することとします。

福守町乾ヶ瀬 407-12(725 m ²)	9,617,000円	
福守町 506-1(1,161 m ²)	8,310,000円	理事会の議決なし
和田東町向山 915、916(921 m ²)	4,018,500円	理事会の議決なし
計	21,945,500円	

④これらの賃貸借契約については、多くは理事会の議決を得ることなく、前理事長が金額及び支払いを指示して高額な賃借料を課し、永年に亘り法人に多大の損失を与え、前理事長自らは高額の利益を得てきた。

⑤これらの行為は、借地は制限されるべき社会福祉法人の理事長として有るまじきものであり、法人施設の利用者・家族、職員、行政及び地域社会の信頼を損ない、かつ、社会福祉法に反する行為であり、関係者の刑事責任を追究します。

不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。

香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真摯な対応がない場合、当該事案に関与した役員に対して法的措置を含め厳正な措置を講じること。

再度、役員をはじめ職員に定款、経理規程を充分理解するように徹底するとともに、あわせて、会計処理の適正化に向けた具体的な対応状況を報告すること。

(県の指摘)

● 簿外金庫の不適正な香典支出

前理事乙が施設長を務めていた倉吉スターロイヤル(特別養護老人ホーム以下「スターロイヤル」という。)の簿外経理で、香典支出の相手方として法人と明確な関連がない者が含まれていた、あるいは、香典を支払った者について、法人を代表する理事長としてか議員個人としてであるのか不明瞭であるなど、不適正と判断される多額の香典代支出が判明した。

なお、法人の改善状況報告書によると、法人が不適正と判断した平成13年から平成22年度の10年間にわたって支出した不適正支出額は、総額で6,275,000円となっているが、これらのみを不適正と判断した根拠が不明確である。

香典支出総額	不適正支出額	差額(適正分)
7,295,000円	6,275,000円	1,020,000円

【法人の回答】

① 法人の香典について、前理事長が県議会議員在職中は、ア 鳥取県議会議員、社会福祉法人みのり福祉会理事長連名、又は、イ 鳥取県議会議員 名義で支出されており、議員名義の香典代3,955,000円を不適正支出として、前理事長に全額返還請求します。

② 落選期間中(平成15～18年度)については、適正支出分(法人との関わりが深い香典)305,000円を除き、法人との関わりが薄く不適正と判断した香典代3,035,000円の返還請求をします。

③ 前理事長に対し、①及び②合計6,990,000円の返還を求めます。併せて、事務処理を行った前理事乙の責任について追及します。

(県の指摘)

● 不適正な役員報酬の支出

さらに、スターロイヤルでは、前理事乙より直接、前理事長に対して役員報酬が支払われていたが、法人の改善状況報告書によると、前理事長に対して理事会の議決を上回る不適正と判断される多額の役員報酬の支払いが判明したとされている。

平成16年度から平成22年度の7年間にわたって支出した不適正支出額は、総額で13,497,588円となっている。

本来、当該案件のように役員報酬を支払う場合には、理事会の議決が必要となるところ、不適正支出に係わる支出分については、理事会での審議、議決の有無、経過等も不明であり、前理事長と施設長を務めていた前理事乙との間で支払われていた不適正な報酬の支払いの実態を把握できていなかった。

【法人の回答】

① 前理事長への役員報酬については、新たに平成16年4月から月額388,000円が支給されることとなりました。

その際、前理事乙(前施設長)は、報酬には期末手当が含まれていないことを理解せず、前理事長に対し、一般職員と同様に期末手当の支出を行ってきたものであり、受け取った前理事長もこのことを理解しておりませんでした。

② ついては、前理事長に対し、不適正支出された役員報酬(13,497,588円)の返還を求めます。(前理事長は返還について了解済)
なお、事務処理を行った前理事乙の責任について、追及します。

理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役職員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。

また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が充分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。

更に、前評議員の評議員会における牽制機能が十分に果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、改善策を検討すること。

(県の指摘)

●理事会・評議員会の開催

これまでの監査で指摘をした理事会・評議員会の開催実績3件(平成14年6月12日開催分、平成20年6月23日開催分、平成20年7月16日開催分、)について、正式な手続きを踏んだ理事会の開催ではなく、理事会の議事録、評議員会の議事録については、施設長会の協議及び了解事項を法人の理事会及び評議員会で審議及び議決があったものとして議事録を作成したとのことであり、正式な手続きを踏んだ理事会の開催はなかった。

【法人の回答】

① 過去の理事会の開催状況については、平成11年11月開催分まで遡って、元理事から聞き取りを行った。

(聞き取り概要)

過去の議事録を調査すると理事会は年平均約15回開催されています。元理事に理事会概要の一覧表(11年間分)を見せて開催状況を尋ねてみましたが、2名の理事から、出席したと証言があった理事会が41回ありました。また、聞き取りの中で、「施設長会の後で、先ほどの会は理事会であったと言われたこともあったし、これから理事会を開催するという急で急に招集がかかったこともあった」との証言があった。

また、予算・決算理事会の開催についても、監事から出席した記憶がないとの証言があった。

② 過去の評議員会の開催状況について、平成13年9月まで遡って、数人の評議員から聞き取りを行った。

(聞き取り概要)

・平成23年1月13日評議員会等については、開催を確認出来たが、その他の評議員会は、正式な手続きを踏んだ評議員会としての開催が確認出来ていません。また、施設長会と兼ねて開催されたものもありました。

③ これらの議事録作成に関わった関係者の法的責任を追及します。

④ 理事会、評議員会運営の見直し状況については、最後のまとめで記述しました。

【参考】平成23年3月7日の報告書で検討中とした事項

- ① 理事長の専決事項の明確化
- ② 理事会出席者を正確に記録するための方策
- ③ 評議員会出席者を正確に記録するための方策

法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えるなどの右の欄も含めてこれらの事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、不当・不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講ずること。

(県の指摘)

●前理事長の個人債務の付け替え

法人から提出された報告資料によると、前理事長は、平成9年6月当時、茶道会館敷地に供するための土地(倉吉市福守町字西荒木448)を取得するため、金融機関から前理事長自身のために借り入れた650万円の債務のうち、残高である550万円について、平成20年12月、法人の債務として付け替えたとされている。

また、前理事長の個人債務の付け替えにあたっては、理事会の審議、議決等の有無、経過等は不明である。

不適正債務負担額 5,500,000円

【法人の回答】

① 関係者が前理事長の550万円の債務を法人の債務に付け替えたようだが、その経緯は明らかでない。

	<p>② 当初の借入 650 万円の利子の支払者は前理事長であった。</p> <p>③ 既に前理事長から 550 万円及び負担利息の提供を受け、金融機関からの債務は返済済みです。</p> <p>④ 差額の 100 万円は、法人が理事長に代わって金融機関に返還した。その財源は、前理事長から支出されていたが、誤って前理事長から借入金として処理されていたことが分かったため、借入金処理を 100 万円の繰入金処理に訂正し、前理事長から返済があったものとして処理します</p> <p>⑤ このことについて、関係者の法的責任を追及します。</p>
<p>新たな指摘</p> <p>1 平成 23 年 6 月 27 日の特別監査において前理事長の親族に対する仮払金が未精算のまま決算処理されていることから、資金使途に不明な点があると判断しており、引き続き、調査が必要と考えている。</p>	<p>(県の指摘)</p> <p>① みのり福祉会が前理事長の親族から購入したと監査で説明があった土地(関係者の間で、梅公園(うめこうえん)と呼ばれている土地)の購入にあたり所有権移転登記が未了で、かつ、証憑書類が見あたらない。</p> <p>【法人の回答】</p> <p>① 前事務局長によると、支出された 505 万円は、前理事長の親族所有の倉吉市福守町宇西荒木 444 番の 2 (733㎡) の土地の購入代金(9,800,000 円)の一部であるとのことである。</p> <p>② 売主は土地売買契約書を持っているが、法人には契約書の現物がなく、コピーしかない。契約書の日付は空欄であるが、契約日は平成 22 年 5 月であるとのことであった。登記簿上の地目は田であるが、売主は、農地法の転用許可を受け、地目変更後に、法人に土地を引き渡すこととされている。</p> <p>さらに、当該地には、1 億 100 万円の抵当権が設定されており、契約書では、決済日まで、抵当権を抹消することとされている。(抵当権抹消予定とのこと)</p> <p>また、売主は、残金の 4,750,000 円を請求放棄してもよいとの意向である。</p> <p>この土地購入については、理事会の議決はなく、決裁は行われていない。</p> <p>③ 法人としては、平成 23 年 11 月 24 日開催の理事会で、現在検討中の障害者就労支援事業の作業所をここに移転させることも可能であり、ア 農地を宅地に地目変更すること、イ 抵当権を抹消すること を条件としてこの土地取引行為を追認し、法人の土地として財産目録に計上することとしました。なお、これらの不明朗な土地取引を行った関係職員の法的責任を追及します。</p> <p>(県の指摘)</p> <p>② みのり福祉会が、平成 20 年 5 月 8 日に前理事長の親族に発注したとされる工事について、入札手続き等一連の事務手続きをはじめ支払いの手続きに不透明な点がある。</p> <p>※発注、入札、工事契約書、工事完成検査、支払い関係書類</p> <p>なお、個人が土木工事を請け負うことは不自然で、工事そのものを前理事長の親族は行っていないのではないかと、工事を行うことなく、代金を受け取っているのではないかという疑義がある。</p> <p>【法人の回答】</p> <p>① 元事務局長からの回答によると、前理事長の親族に支出された 302 万円は、倉吉市福守町穴エゴ 436 番 1,190㎡(スターロイヤルショートステイ棟)の擁壁工事の代金とのことである。</p> <p>法人が、理事長の親族(個人)に工事を発注したことは、適切でないと考えられる。</p>

	<p>②工事の請負について、見積書、請求書、領収書等はありません。</p> <p>この工事については、法人職員数人が工事に参加していたという事実もあり、工事の実施について、さらに事実確認が必要である。</p> <p>③確認結果を参考にして、理事会の意見を聞きながら、会計処理をします。</p> <p>また、不適正な事実があれば、関係者の法的責任について追及します。</p>
--	--

【まとめ】

第1 改善措置命令を受けた後の法人としての見直し

1 組織及び事務管理体制

平成23年3月7日に鳥取県知事に対し、改善措置報告書を提出して以来、法人内の各施設が、事業を効率的に実施し、利用者へ充実したサービスを提供するため、法人本部事務局の充実を図り、本部事務局が法人全体の事務を統括することに改めるとともに、各施設との連携の強化を図り、土地取引等の適正化を含めて、健全かつ効率的な法人運営に努力しております。(別紙1参照)

2 理事会・評議員会のあり方

平成23年3月31日付けで新たに社会福祉法人のみより福祉会評議員会及び理事会に関する事務処理要領を定め、適正な運営に努力しております。(別紙2参照)

3 監事監査の実施

法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立を図るため、監事監査を実施する。指摘のあった事項については、今後の適切な法人運営に反映させることとする。(別紙3参照)

4 あいさつ運動の実施

のみより福祉会のイメージとサービスの向上を目指し、法人全体として平成23年10月から挨拶運動に取り組んでいます。(別紙4参照)

第2 法人としての法的措置

各個別の案件を踏まえて、不当不適正な事案に関与した役職員の法的責任について、次の措置を講じます。

1 民事責任

前理事長や前理事が法人に与えた損害については、県と協議しながら金額を精査し、全額返還請求を求めます。なお、前理事長らからは、代物弁済をしたい旨申出があるので、現在、内容を調査中です。結果が出次第、報告します。

2 刑事責任

調査の結果、前理事長、前事務局長らには、背任罪、業務上横領罪、有印私文書偽造・同行使罪が考えられるので、法人として告訴するべく準備中です。

3 職員の処分

前事務局長には、懲戒解雇処分が相当と考え、現在、手続中です。

また、前理事乙(元施設長についても)降格処分が相当と考え、現在手続中です。

なお、前理事甲(園長)については、事件への関与(名義が使われた可能性)についてさらに調査が必要であり、処分保留としています。

1 目的

社会福祉法人みのり福祉会の各施設が、事業を効率的に実施し、利用者へ充実したサービスを提供するため、みのり福祉会に法人本部事務局を設置し、本部事務局が法人全般の事務を処理するとともに、各施設との連携を強化し、健全、かつ効率的な法人運営を行うことを目的とする。

2 組織体制及び事務【平成23年4月実施】

- ・理事会に専務理事を置き、常勤とした。【定款の変更】
- ・理事会、評議員会の開催、審議議決による法人運営を行っている。
 - ①平成23年度開催状況 理事会4回、評議員会3回
 - ②事前の開催通知を発送し出席確認を行い開催している。
 - ③会議は、本人自署による出席者名簿を作成、定足数による会の成立を宣言し、開会している。
 - ④定款に定める審議事項のほか、法人運営に係る事務事業の状況、計画等を報告し評議員会及び理事会と法人組織との連携を図っている。
- ・法人に顧問弁護士を設置した。【定款の変更】
- ・法人に本部事務局を、事務局に総務、人事及び経理の各部を設置した。本部事務局は、法人全体の事務を処理し、各施設の事務を補佐するとともに指導監督する。【組織規程制定】
- ・23年度事業計画及び当初予算を、法人本部事務局及び各事業所が連携し、作成したことにより、各事業所において予算管理と起案・決裁による事務事業の実施を行っている。【事務専決規程、文書取扱規程、公印管理規程の制定、経理規程の一部改正】4月施行前に全職員対象の研修を2回実施するとともに、メール、ファックスにより質疑応答・指導を行い、徹底を図った。
- ・施設利用者等慶弔基準を定め、社会福祉法人として適切な香典の支出を行うこととした。
- ・広報費支払に関する基準を定め、法人として適切な広報を行うこととした。
- ・施設長会及び専門部会設置要綱を定め、施設長会の定例化と充実を図るとともに、専門部会を置き、法人の各般の課題に対応し、施設長会で協議する体制とした。
- ・法人本部・各施設間のメール送受信環境を設定し、各種情報の交換など迅速な事務処理体制を整えた。
- ・TKC 財務会計システムのオンラインを6月導入し、本部と各施設間の会計処理の即時対応が可能となった。

(1) 本部事務局が行う事務

①総務部【4月実施】

- ・理事会及び評議員会に関すること
- ・公文書の收受及び管理に関すること【文書取扱規程制定】
- ・公印の管理に関すること【公印規程制定】
- ・定款、各種規程の制定及び改廃に関すること
- ・法律、法令、省令、各種通知並びに県・市町条例規則等の遵守及び実施に関すること
- ・法務に関すること
- ・各種監査及び指導に係る調整に関すること
- ・情報公開に関すること
- ・広報（ホームページを含む）に関すること
- ・国・県・市町の他、外部機関・団体との対応及び調整に関すること
- ・各事業に係る電算処理業務システムの運用に関すること
- ・施設長会の他、施設の定期的な巡回による意見交換に関すること
- ・その他庶務に関すること。

②人事部【4月実施】

- ・ 職員の募集・採用及び退職等に関すること
- ・ 人事異動、昇格・昇任及び昇給に関すること
- ・ 就業規則、給与規程、その他職員に係る諸規定の改廃に関すること
【給与規程を全部改正・・・職名・職務、給料月額・各種手当、など各事業所毎の給与規程を統合した。】
- ・ 職員の休暇の承認及び出張に関すること
- ・ 職員の研修に関すること
- ・ 職員の福利厚生及び健康管理に関すること

※今後の検討事項

- ・ 給与計算及び支給に関すること
- ・ 労働保険、社会保険の手続き及び支払いに関すること

③経理部【4月実施】

- ・ 経営計画の作成に関すること【今年度作成作業を行い、平成24年度からの中期ビジョンを作成する。】
- ・ 予算編成及び予算の執行管理に関すること【経理規程に基づき、収入伝票による調定・決裁、支出伺及び物品購入伺による決裁並びに支払伝票の決裁を行い適正な処理を行っている。】
- ・ 支出負担行為の承認に関すること
- ・ 決算の調整に関すること
- ・ 物品の購入に関すること
- ・ 法人資産の管理及び処分に関すること
- ・ 登記に関すること
- ・ 建物、公用自動車等の保険事務に関すること
- ・ 国・県・市町の許認可申請に関すること

※今後の検討事項

- ・ 例月の収支計画及び資金計画に関すること
- ・ 償還金、返済金等の処理事務に関すること

(2) 各施設の本部事務局との連携【4月実施】

本部事務局との連携を図りながら、児童福祉施設・身体障害者更生援護施設・老人福祉施設の各事業毎に、施設間での研究会、研修を行うなど職員の能力・技術等の向上を図る。

研修実施状況

- ①経理事務研修（施設長、会計担当者） 23年1月21日
 - ②職員事務研修（施設長、事務担当者） 3月29日・30日
 - ③管理者研修（施設長、管理者） 7月8日
 - ④福祉職員接遇研修（施設長、管理者、介護職員） 7月22日
 - ⑤施設実地点検 7月11日～8月3日
 - ⑥労務管理研修（施設長、管理者） 8月29日
- ・ 国・県・市町等との協議について、本部事務局と協議・調整の上、処理する。
 - ・ 本部事務局が行う事務について、適宜、各種データ等を作成し、本部と連携する。

3 本部事務局が統合する主な事務【4月実施】

- ・ 職員の採用、退職等に関する事務
- ・ 人事に関する事務
- ・ 予算編成及び執行管理事務 【予算編成：本部3月実施済、執行管理：各事業所】
【執行管理：経理システムのオンラインを6月実施したので、各事業所の収支状況の把握が可能となり本部と事業所との連携を生かし、適正な執行管理を行っていく。】
- ・ 決算の調整

※今後の検討事項

- ・就業規則の統合
- ・人事管理（採用後の職・職務・資格等）、人事考課システムの導入
- ・給与計算・支払事務
- ・労働保険、社会保険の手続及び支払事務
- ・財政の管理及び運用事務
- ・償還金、返済金等の処理事務
- ・固定資産税、消費税、所得税、住人税等の諸税納付事務
- ・会計（現金の出納）事務
- ・中期ビジョンの策定

福祉法人みのり福祉会評議員会及び理事会に関する事務処理要領

1 目的

評議員会及び理事会と一体になった法人運営を行うことが、利用者への福祉サービスの維持、向上を図り地域社会へ貢献する基本であることから、適切な評議員会及び理事会運営の改善方針を、社会福祉法人みのり福祉会評議員会及び理事会に関する事務処理要領として定めるものとする。

2 評議員会及び理事会の開催

(1) 審議、協議及び報告事案

評議員会及び理事会の事案は、次のとおりとする。

- ①審議事案 定款及び事務専決規程に定める審議事項のほか、法人運営に係る重要な計画、報告及び回答等
- ②協議事案 法人が当面する諸課題等、情報の共有化を図る。
- ③報告事案 事務事業の各種状況報告、簡易な計画等

(2) 開催日時の決定及び開催通知の送付

- ①日程の調整及び決定
開催予定日を評議員、理事と事前に調整し決定する。
- ②開催通知の発送
開催通知を送付し、出席の有無を確認する。

(3) 会議の運営

- ①出席者の確認と会議成立要件の宣言
出席者名簿に自署による記名を求め、会議成立要件を確認し、成立を宣言する。
- ②会議の記録
会議内容を録音により記録する。
- ③議事録の作成及び署名委員の署名
録音した会議記録により正確な議事録を作成する。
議事録への署名は、委員本人が議事録を確認の上、自署し自ら押印するものとする。

④欠席の委員及び理事への報告

欠席者へ会議内容に資料を添えて送付し、報告する。

(4) 評議員会の意見反映及び理事会へのけん制機能の活用

評議員会の意見を法人運営に生かし、理事会議決事項の同意に関する意見は理事会に反映させる。

(5) 利益相反事案の取扱い

会議において、特別の利害関係を有する者は、当該議事の議決に加われない。

①議長に係る事案

議長は、他の出席者の内から、議長を選任し、退場する。議事は、選任された者が行う。

②議長でない他の出席者に係る事案

議長は当該出席者の退場を求め、その後、議事を行う。

3 施行期日

この要領は、平成 23 年 3 月 31 日施行し、次回の評議員会及び理事会から適用する。

平成 23 年度監事監査の実施について

みのり福社会

1 目的

法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立を図るため、監事監査を実施する。

指摘のあった事項については、今後の適切な法人運営に反映させることとする。

2 日程等

(1) 2 3 施設に対し、各施設年一回以上監事(税理士、社会保険労務士)による監査を実施する。

(2) 実施済日程

10月4日 関金インターケアハウス、関金みのりグループホーム

10月28日 倉吉スターガーデン、みのりグループホーム

11月17日 ブルーインター、インターグループホーム

(今後の予定)

1月 サンジュエリー、小規模多機能やしろ

毎月2施設の監査を予定

3 主な指摘等

- ・施設長ヒアリングでは、大局的に、各施設は努力しているという感想であった。(特に関金・インターGH)
- ・現金・預金の照合も符号して違算等は発見されなかった。
- ・利用料について、徴収不能金が発生している施設がある。対応を検討のこと。
- ・高齢者優良賃貸住宅「みのり大山」の赤字経営が継続中。
経営改善部会で対応を検討中
- ・臨時職員が多すぎること、処遇(給与)について、疑問が呈された。
→人事部で対応検討



みなんであいさつ運動の 実施について

みのり福祉会のイメージアップとサービスの質の向上を目指し、法人全体として挨拶運動に取り組むもの。

1. 法人全体として取り組む

- 各施設ごとに毎日あるいは週ごとなど(勤務形態に併せて)挨拶リーダーを決める。
- リーダーは記章(腕章、バッジ、リボンなど)を付け率先して挨拶を行うとともに、日々の評価を行う。
※記章の着用については各職場の判断に任せる。

2. 挨拶運動の啓発用ポスターを作成し、各施設の利用者、来客、職員の見やすい場所に掲示する。

- リーダーの指名、顔写真入りポスターを掲示する。

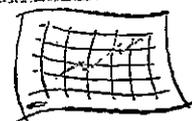
3. 挨拶運動について、職員向け研修会を開催する。

- 研修講師には、随時、各施設を巡回していただき、挨拶ができているかチェックをしていただく。

※今後の処遇接遇部会で検討予定



マナーアップ作戦・第1弾



ちょっと勇気がいるけれど、思い切って声を出してみよう！
あいさつは魔法の力、きっと変わる、何かが変わる ☺

あいさつ運動

実施中

● 今日のエチケット・リーダー 

本部 ○○○長
福祉 一 郎



ご利用者・ご家族、お客様へ

当施設職員の挨拶は、きちんとできていますか。

みのり福祉会では、サービスの質の向上を目指し、法人全体でマナーアップ作戦に取り組んでおります。

お気づきの点などございましたら、各施設のエチケット・リーダーへお申し付けください。

【ご連絡先】みのり福祉会 法人本部
☎29-5800(担当:藤井)